

2026 年 9 月 28 日

件名：2027 年種の保存法改正にあたって象牙取引規制の強化を求める要望について

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
環境大臣 笹川 博義 殿

環境省は 7 月 28 日、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」検討会の報告書¹に関するプレスリリース²を発表しました。同報告書の「(3) 象牙取引規制の実効性の検証・改善」の項には、日本国内における象牙取引に関する意見の検討結果が盛り込まれています。

今後、具体的な詳細に関しては、中央環境審議会へ諮問が行われ、同審議会野生生物部会において必要な措置に関する審議が続けられることとなります。つきましては、違法取引や不正輸出のリスクを低減させるため、象牙取引に対する規制をさらに強化する措置を講じるための、具体的な種の保存法改正を、貴省にてご検討いただくよう強く要望いたします。

Environmental Investigation Agency (EIA)、トラ・ゾウ保護基金、野生生物保全論研究会、アフリカゾウの涙は、ゾウの保全を支援すべく、象牙を扱うあらゆる市場を閉鎖することを支持しています。国内市場の閉鎖は、象牙の国際商業取引の禁止を後押しし、グレーゾーンの市場を排除することで法執行機関の取り組みを簡素化します。また、象牙は利益を追求するための商品ではないという明確なメッセージを発信することにもなります。象牙取引は象牙に対する需要を助長し、それが密猟の原動力となっています。最近の国連薬物犯罪事務所の報告書³は、世界的な象牙市場の縮小は、近年におけるゾウの密猟および違法な象牙取引の減少をもたらした象牙価格の崩壊につながった、としています。我々は、日本のように象牙の合法的な市場を持つ国に対し、早急に市場を閉鎖する措置を講じるよう求めています。

現在の日本の市場に対する規制が違法取引と違法輸出の防止を図るうえで不十分であることは、繰り返し示されてきたことです。種の保存法およびそれを施行する命令に基づく取引規制は、違法な取引および輸出を広くはびこらせる余地を大きく残しています。日本が市場の閉鎖を行わない間、違法な取引および輸出のリスクを一掃するための十分な規制およびその執行強化を講じなければなりません。

一定の合法取引の存在を認める現在の法体制の下で違法取引および違法輸出の可能性を極限まで抑えるための規制強化が必要であることに加え、政策決定の過程においては、象牙に対する一般の人々の認識や、現代の象牙産業の現状も考慮すべき要素となります。そこで EIA は、2026 年初頭、象牙および象牙取引の規制に対する日本人の認識を把握するための委託調査を実施しました。その結果は、今年発表される報告書にまとめられる予定です。日本の成人 2,000 人を対象としたこの調査結果は、日

¹ <https://www.env.go.jp/content/000418696.pdf>

² https://www.env.go.jp/press/press_05369.html

³ https://www.unodc.org/cofrib/uploads/documents/ECOS/World_Wildlife_Crime_Report_2024.pdf

本の国内象牙市場が、もはや日本人の象牙に対する広範な消費需要すなわち、その日常的な利用を反映するものではないことを示唆しています。

主な調査結果：

- ・回答者の **56%**が、象牙が何かを知らないと回答
- ・象牙製品（主にハンコ）を所有していると回答した者は、全体のわずか **18%**
- ・回答者の **73%**が、象牙製品の購入に関心がないと回答
- ・象牙製品が現在も日本で合法的に販売されていることを知っていた者は、全体のわずか **23%**
- ・日本で合法的に販売された象牙が海外へ違法に輸出されている事実を知っていた者は、全体のわずか **13%**

日本の合法象牙市場が縮小しても、ほとんどの日本国民の生活への影響は無視できる程度であり、日本政府に対する否定的な見方は生じそうにありません。これらのデータは、登録象牙取引業者の数が、**2019年時点の13,000超から2026年時点の4,500未満へと減少した**ことと相関しています。経済産業省（2025年）と東京都（2020年）が実施した過去の調査でも、象牙小売業者の大半は象牙製品の売上に依存していないことが示されています。現在の政府の政策は、衰退しつつあり、国民から求められてもいない象牙産業を保護・支援せんとするものと言わざるを得ません。市場の現実、現在の日本においては、象牙取引に対する徹底した規制強化を導入する環境が整っていることを示しています。

そこで、象牙取引の管理体制は、全形牙から製品への加工、そして販売に至るまでの流通過程全体にわたる追跡性および合法性を確保できるよう、大幅に強化する必要があります。具体的には、以下の措置を講じることを提言します。

- 1) 登録対象となる象牙の範囲を拡大すること
- 2) 管理票の作成が求められる象牙の範囲を拡大すること
- 3) 登録象牙業者が、管理票の作成が必要であるにもかかわらず、それを伴わない象牙を受け入れることを禁止すること
- 4) 象牙の登録制度および管理票制度の遵守状況に対する監視と法執行を強化すること
- 5) 登録象牙業者に登録象牙譲渡しに関する報告を義務付けること
- 6) 購入者に輸出の意図がないことを象牙関連事業者（E コマース事業者を含む）が確認するために、**とる** 手続を義務化すること

結びとして、我々は、貴省に対し、違法な国内取引および輸出を防止してゾウの保全を支援するため、日本の象牙取引規制を強化する種の保存法改正をご検討いただくよう、改めて要請いたします。

敬具

Amy Zets Croke
Deputy Director, Wildlife and Ocean Campaigns
Environmental Investigation Agency US
amyzets@eia-global.org

坂元雅行
事務局長
認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金
yukisakamotojtef@gmail.com

並木美砂子
代表理事
認定 NPO 法人 野生生物保全論研究会

滝田明日香
代表理事
認定 NPO 法人 アフリカゾウの涙

写しの送付先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿